

ペレットストーブ・薪ストーブ購入設置に 5万円を助成します!

窓口は、
福島県木材協同組合連合会

福島県木材協同組合連合会では、ペレットストーブ、薪ストーブの導入費用の助成希望者を募集します。



木質ペレット：おが粉などを圧縮成型して作る固形燃料



薪



補助額・台数

ペレット・薪ストーブ1台に 5万円 補助台数 100台

※薪ストーブは二次燃焼構造を有するものに限りです。

※申請が補助台数を上回った場合、抽選により決定する場合があります。

募集期間

令和4年6月1日(水)から令和5年2月28日(火)まで

※期間内でも補助台数に達した日で募集を締め切ります。

申請資格 以下の全てをみたすこと

- (1) 福島県内に住所を有し居住している者、又は福島県内で主に活動する事業者や団体であること
- (2) 購入するストーブは、ペレットストーブ又は薪ストーブであること
- (3) 使用場所は福島県内とし、個人の場合はその住居とし、事業者や団体の場合は、主たる活動拠点施設(本店、支店、営業所等)とする
- (4) **令和4年4月1日以降に(2)を購入設置していること**
- (5) (2)の購入に要した経費が、本体価格、付属器機及び設置経費に係る費用を含めて総額が5万円を超えていること

申請書類・募集要領

福島県木材協同組合連合会ホームページから入手できます
(ホームページ <https://www.fmokuren.jp/>)

福島県県木連 検索

補助金交付申請

申請書類は福島県木材協同組合連合会(下記)に提出してください。

【申請に必要な書類】

補助金交付申請書(様式1)

—添付書類—

- (1)申請者の確認書類(運転免許証、住民票等)の写し(使用場所がこれらに記載されている所在地と異なる場合には、申請者が使用場所を所有していることがわかる書類(登記事項証明書)の写しを追加添付すること)
- (2)領収書の写し
- (3)領収書の内訳金額がわかる明細書
- (4)ストーブが設置されていることがわかる写真
- (5)カタログ等の写し(薪ストーブの場合は二次燃焼機能が確認できること)
- (6)口座振込申出書 参考様式1 (預金通帳の写し 本支店名等の確認用)

ストーブの購入・設置 (令和4年4月1日以降)

「補助金交付申請書(様式1)」(添付書類含む)の提出(県木連へ)

申請種類の審査(必要に応じて現地確認)

交付決定通知

補助金交付 (5万円/台)

「利用アンケートの協力(回答)」

ストーブの愛用と関係書類の保存をお願いします

注意事項

- ・補助金の交付は、受理された日付毎の先着順で決定します。
- ・申請は郵送でも受け付けますが、郵便の到着後、書類確認(必要に応じて現地確認)の上受理となります。**募集期間前に提出された申請・受け付け終了日以降に到着した申請は無効**となりますのでご注意願います。
- ・補助金は1名(1事業者)につき1台限りです。
- ・補助金の申請をしても、購入設置費用の支払いが済んでいない場合は、補助金の交付対象となりません。
- ・県で定めた規程に従わなかった場合などは、補助金の交付を取り消したり返還を命じることがあります。
- ・詳細につきましてはホームページ(ダウンロード可)をご覧ください。下記までお問い合わせ下さい。
(ホームページ <https://www.fmokuren.jp/>)

福島県県木連 検索

交付手続きの窓口・問合せ先

福島県木材協同組合連合会
電話024-523-3307

〒960-8043

福島市中町5番18号 林業会館2F

FAX 024-521-1308

E-mail info@fmokuren.jp

・・・この事業は福島県森林環境基金を活用して実施しています・・・